

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

平成三十年三月二十二日

三重県規則第十三号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和3年三重県規則第79号)による改正後

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 介護医療院（第三条―第三十三条）

第三章 ユニット型介護医療院（第三十四条―第四十二条）

第四章 雑則（第四十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年三重県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 介護医療院

（従業者の基準）

第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 薬剤師 常勤換算方法（介護医療院の当該従業者の勤務延べ時間数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該介護医療院の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、Ⅰ型療養床の利用者（次号において「Ⅰ型入所者」という。）の数を百五十で除した数に、Ⅱ型療養床の利用者（次号において「Ⅱ型入所者」という。）の数を三百で除した数を加えて得た数以上

二 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を五で除した数に、Ⅱ型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数

四 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあつては、一以上

五 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

六 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数

七 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に介護医療院の許可を受ける場合にあつては、推定数によるものとする。

3 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該

医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

4 第一項第二号及び第五号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院の介護職員又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

二 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数
(施設の基準)

第四条 条例第四条第三項の施設に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 談話室は、入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂は、内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルームは、レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所は、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

六 便所は、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

(設備の基準)

第五条 条例第五条第一項の規則で定める介護医療院の建物は、二階建て又は平屋建ての建物であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあつては、市町長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第十九条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第十九条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第五条第二項の規則で定める介護医療院の建物は、木造かつ平屋建ての建物であつて、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第五条第三項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段（建築基

準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項及び第二項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）を二以上設けること。ただし、前号の直通階段が屋内に設ける避難階段（建築基準法施行令第二百三十三条第一項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）に該当する場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

三 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

四 階段には、手すりを設けること。

五 廊下の構造は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 幅は、一・八メートル以上（中廊下（廊下の両側に療養室、談話室等入所者の日常生活に直接使用する施設のある廊下をいう。以下同じ。）にあっては、二・七メートル以上）とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

六 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法）

第六条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又は当該入所申込者の家族の閲覧に供し、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項の方法により重要事項の提供をする場合においては、あらかじめ、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 前項各号に規定する方法のうち介護医療院が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

- 3 電磁的方法は、入所申込者又は当該入所申込者の家族が当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項の同意を得た介護医療院の開設者は、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族が再び同項の同意をした場合は、この限りでない。

(利用料等)

第七条 条例第九条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 食事の提供に要する費用（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - 二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - 三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号。以下「特別な居室等の提供に係る基準」という。）に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理美容代
 - 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）に定めるところによるものとする。
 - 3 条例第九条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

(施設サービス計画の実施状況の把握の方法等)

第八条 計画担当介護支援専門員は、条例第十一条第十項の規定により同条第九項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）をする場合には、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
 - 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 2 条例第十一条第十一項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 入所者が法第二十八条第二項の要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(療法等及び医薬品)

第九条 条例第十二条第六項の規則で定める療法等は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第十八条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるものとする。

- 2 条例第十二条第七項の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老

人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）に定めるものとする。

（条例第十四条の規則で定める施設）

第十条 条例第十四条の規則で定める施設は、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第一百条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同令第一百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）とする。

（条例第十五条第二項の規則で定める規定）

第十一条 条例第十五条第二項の規則で定める規定は、第十八条から第三十三条までの規定とする。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第十二条 条例第十六条の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 入所申込者の入所の際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- 三 入所者の退所の際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対し情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 四 条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- 五 条例第二十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行うこと。

（施設の運営についての重要事項）

第十三条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 四 施設の利用に当たっての留意事項
- 五 非常災害対策
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第十四条 条例第二十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該介護医療院における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第百六十八号）に沿った対応を行うこと。
- 2 条例第二十条第三項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査の業務
- 二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- 四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

（事故の発生又は再発防止のための措置）

第十五条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すること。
- 四 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。
- 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録）

第十六条 条例第二十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設サービス計画
- 二 条例第八条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- 三 第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 四 条例第十条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 条例第十三条の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 条例第二十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録（その他運営に関する基準）

第十七条 条例第二十六条の介護医療院の運営に関し必要な基準は、次条から第三十三条までに定めるところによるものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第十八条 介護医療院の開設者は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十九条 介護医療院の開設者は、入所者から介護医療院サービスの提供を求められた場合は、当該入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 介護医療院の開設者は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第二十条 介護医療院の開設者は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、要介護認定の申請をしていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院の開設者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 介護医療院の開設者は、入所者の入所に際しては当該入所の日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては当該退所の日を、当該入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十二条 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第二十三条 介護医療院の医師は、入所者の病状から当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院（当該介護医療院との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。第三十条及び第三十一条において同じ。）その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師による診療を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、みだりに入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、当該情報に基づき適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第二十四条 介護医療院の開設者は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(栄養管理)

第二十四条の二 介護医療院の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^{くう}口腔衛生の管理)

第二十四条の三 介護医療院の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十五条 介護医療院の開設者は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって、看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 介護医療院の開設者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院の開設者は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に応じ、適

切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 介護医療院の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 介護医療院の開設者は、褥瘡^{じょくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、介護医療院の開設者は、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 7 介護医療院の開設者は、入所者に対して、当該入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二十六条 介護医療院の開設者は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して、食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第二十七条 介護医療院の開設者は、常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は当該入所者の家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十八条 介護医療院の開設者は、必要に応じ、入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 介護医療院の開設者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者と当該入所者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 介護医療院の開設者は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院の開設者は、従業者に対し、資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第三十条 介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該介護医療院との間で、入所者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第三十一条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、条例第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付

け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第三十二条 介護医療院の開設者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院の開設者は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第三章 ユニット型介護医療院

(施設の基準)

第三十四条 条例第二十九条第二項の施設及び設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからハまでに掲げるユニットに設けるべき施設の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める基準を満たすこと。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 共同生活室の一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ハ 便所は、療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二 浴室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

ロ 一般浴槽とともに、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

ハ 専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものとすること。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

三 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。

四 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段が屋内に設ける避難階段に該当する場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

五 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

六 階段には、手すりを設けること。

七 廊下の構造は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

八 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

（利用料等）

第三十五条 条例第三十条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 特別な居室等の提供に係る基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までの費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第三十条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

（施設の運営についての重要事項）

第三十六条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

四 ユニットの数

五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（その他運営に関する基準）

第三十七条 条例第三十五条のユニット型介護医療院の運営に関し必要な基準は、次条から第四十二条までに定めるところによるものとする。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第三十八条 ユニット型介護医療院の開設者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって、看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院の開設者は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の開設者は、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。
(食事)

第三十九条 ユニット型介護医療院の開設者は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。
(その他のサービスの提供)

第四十条 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院の開設者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者と当該入居者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。
(勤務体制の確保等)

第四十一条 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる従業者の配置を行わなければならない。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜

間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型介護医療院の開設者は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の開設者は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第四十二条 前章（第三条、第四条、第五条第三項、第七条、第十三条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条を除く。）の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、これらの規定（第十六条第四号及び第三十一条の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条中「第十八条から第三十三条まで」とあるのは「第三十八条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第十八条から第二十四条の三まで、第二十七条及び第三十条から第三十三条まで」と、第十六条第三号中「第二十一条」とあるのは「第四十二条において準用する第二十一条」と、第十六条第四号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第三十一条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

（電磁的記録等）

第四十三条 条例第三十六条第一項の規則で定める規定は、第十九条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）及び第二十一条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号及び第三十四条第三号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。
- 4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、令和六年三月三十一日までの間に当

該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについては、第五条第三項第一号及び第三十四条第三号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第五条第三項第五号イ及び第三十四条第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

6 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第四条第三号ロ及び第三十四条第二号ロの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月二十六日三重県規則第七十九号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十二條（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八條において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第七条、第三十三條、第四十二條、第四十九條、第五十六條、第六十三條、第八十四條、第九十一條、第一百四條、第一百二十條、第一百三十條、第一百四十一條、第一百五十五條及び第一百六十三條、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十条及び第三十四條、第六條の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十三條及び第三十六條、第七條の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。）第十三條、第八條の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第三十四條、第四十三條、第五十條、第五十七條、第七十六條、第八十四條、第九十七條、第一百四十四條、第二百二十四條、第三百五十五條、第

百四十九条及び第一百五十七条並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十三条及び第三十六条の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする」とする。

（感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第三号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第九条第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八条第三号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一条第三号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十四条第三号（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第三号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十三条第五号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「担当者置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第四項（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準規則第三十三条の二第三項（新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。）、第一百十条第四項、第一百三十六条第四項及び第四百九十九条第四項（新指定居宅サービス等基準規則第五十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第三十九条第四項（新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十三第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第三項（新

指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第百四条の三、第百九条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。）、第百条第四項、第二百七条第四項及び第百四十条第四項（新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。
（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第百二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第百十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 9 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第百二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。
（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているも

のについては、なお従前の例による。

(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。